第四十二条の十二第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　三十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型特定新規雇用者数がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　二十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の移転型新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。）が零を超える場合には、二十万円に、当該特定非新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

第四十二条の十二第二項中「前項第一号ロ」を「前項第一号」に改め、同条第五項第一号イ中「次号ロ(1)」を「次号」に改め、同号ロ中「（第一項第二号イに規定する移転型特定新規雇用者数をいう。ロにおいて同じ。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　第一項第二号ロに掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ　二十万円に当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数（第一項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に、特定非新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定非新規雇用者基礎数の合計（イにおいて「特定非新規雇用者基礎合計数」という。）のうちに占める基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数の割合（当該特定非新規雇用者基礎合計数が零である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

ロ　二十万円に当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数（第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの数を乗じて計算した金額に、移転型特定非新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数の合計（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎合計数」という。）のうちに占める基準雇用者合計数から移転型特定非新規雇用者基礎合計数を控除した数の割合（当該移転型特定非新規雇用者基礎合計数が零である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

第四十二条の十二第六項第六号中「第八号及び第九号」を「以下この項」に改め、同項第八号中「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、同項第十号を同項第十五号とし、同項第九号中「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、「もの」の下に「（次号及び第十四号において「新規雇用者」という。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一　特定非新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十二　移転型地方事業所基準雇用者数　移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十三　移転型新規雇用者総数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十四　移転型特定非新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第六項第八号の次に次の一号を加える。

九　移転型特定新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る適用対象特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二の五第一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「国内新規雇用者」を「国内雇用者」に、「第一号に掲げる要件を満たすとき」を「当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に、「残額）の」を「残額）」に、「おいて第二号」を「おいて次の各号」に、「百分の二十」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した」に改め、同項各号を次のように改める。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の十

第四十二条の十二の五第一項第二号中「含む」の下に「。第三項第四号において同じ」を加え、「次項第二号イ」を「次項第二号」に、「こと。」を「こと　百分の五」に改め、同条第二項中「及び次項第十二号」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「が百分の一・五」を「（第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の一・五」に、「残額）の」を「残額）」に、「おいて次」を「おいて次の各号」に、「百分の二十五」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した」に改め、同項各号を次のように改める。

一　雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること　百分の十五

二　当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること　百分の十